

平成 20 年 5 月 26 日  
原子力安全・保安院  
中国四国産業保安監督部四国支部

## 大王製紙株式会社に対する事業用電気工作物に係る 保安管理の徹底の指示について

中国四国産業保安監督部四国支部は、大王製紙株式会社三島工場火力発電所において判明した「電気事業法及び大気汚染防止法に係る不適切な事実」について、平成 19 年 8 月 21 日付けで同社に対し、電気事業法第 106 条第 4 項の規定に基づき原因及び再発防止対策の報告を指示（公表済み）していました。

同社からは、原因及び再発防止対策について、平成 19 年 9 月 4 日、平成 19 年 9 月 28 日、平成 19 年 10 月 31 日及び平成 19 年 12 月 7 日付けで報告を受けていましたが、本日（平成 20 年 5 月 26 日）、保安規程の見直しを含む最終報告がありました。

当支部は、同報告を受理するにあたって、同社に対し厳重注意するとともに、今後の事業用電気工作物の保安管理の徹底について指示しましたのでお知らせします。

### 1. 不適切な事実の概要

#### (1) ボイラー最大蒸発量の超過（電気事業法）

平成 8 年春頃からボイラー蒸発量を徐々に増加させ、記録が確認できた平成 16 年 7 月以降については、11 号ボイラー（最大蒸発量 60t/h）で最大 73t/h、15 号ボイラー（最大蒸発量 100t/h）で最大 117t/h の最大蒸発量超過運転を行っていた。

#### (2) ボイラー最高使用温度の超過（電気事業法）

平成 13 年頃から 15 号ボイラー（最高使用温度 443 ）で蒸気温度を 445 に設定し、最高使用温度超過運転を行っていた。

#### (3) 電気事故の未報告（電気事業法）

電気関係報告規則に基づく発電所のトラブルについて、報告対象事故を誤認識し、平成 13 年度以降に発生した設備事故 16 件の事故のうち、報告が必要な 14 件の事故報告を行っていなかった。

#### (4) ばい煙測定データの改ざん（大気汚染防止法・電気事業法）

記録が確認できた過去3年間における8号ボイラーばいじん測定記録5件について、3件は未測定であり、その他2件も測定時期の誤りにより適正な測定が実施できていなかった。このため、基準値内の値になるようデータの改ざんを行っていた。

また、平成4年頃より、窒素酸化物の測定記録について、スラッジボイラー3基(11,15,20号ボイラー)及び回収ボイラー3基(14,17,21号ボイラー)において、愛媛県への排出届出値を超過する恐れのある場合に、自動測定記録紙への記録中断及び管理値内へのデータの改ざんを行っていた。

これらのことから、大気汚染防止法及び電気事業法に基づく保安規程で定められた測定周期が守られておらず、記録の適正な保存もなされていなかった。

## 2. 原因及び再発防止対策

保安管理体制(主任技術者及び保安業務組織)が工場全体を十分に監督・指示できる形態になっていなかったこと、点検結果や報告等に対する監査体制が整備されていなかったこと、法令知識の不足、コンプライアンス意識の欠如等の原因により不適切な運用が行われてきた。

再発防止対策として、主任技術者の地位の向上や職務の範囲の明確化、監査体制の整備、教育の充実、コンプライアンス推進体制の整備など保安管理体制の見直しを行い、保安規程を変更した。今後、保安規程を遵守し、再発防止対策を確実に継続的に実施する。

## 3. 当支部の評価

原因の分析及び再発防止対策は妥当なものであると考える。

## 4. 当支部の今後の対応

定期的に立入検査を実施し、保安管理状況、再発防止対策の実施状況及び効果を確認していきます。

(本発表資料のお問い合わせ先)

中国四国産業保安監督部四国支部電力安全課

担当者：見村課長、佐藤補佐

電話：087-811-8584(直通)

平成 20・05・26 産保四第 1 号  
平成 20 年 5 月 26 日

大王製紙株式会社  
代表取締役社長 井川 意高 殿

中国四国産業保安監督部四国支部長 市原 秋男

事業用電気工作物に係る保安管理の徹底について（指示）

貴社三島工場火力発電所における電気事業法及び大気汚染防止法に係る不適切な事実については、電気事業法第 106 条の規定に基づき、平成 19 年 8 月 21 日付け平成 19・08・21 産保四第 1 号により原因及び再発防止対策の報告を指示し、本日、最終報告書の提出を受けたところです。

報告された保安体制の不備や遵法意識の欠如等による記録の改ざん、電気事故の未報告などの不適切な運用が長期にわたり行われてきたことは大変遺憾であり、ここに厳重に注意します。

今後、貴社の社会的責任を十分認識し、再発防止対策を确实かつ継続的に実施し、事業用電気工作物の保安管理の徹底を図るよう指示します。

（電力安全課主管）